

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

共生型サービスについて

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、「障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用」という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定しました。

共生型サービスについては、上記3法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービス（以下「共生型サービス」という。）の指定の特例」を設けたもので、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、厚生労働省令で定めることになっています。

現在、障害福祉サービス等報酬上の「共生型サービス」を提供する事業所の取扱いについては、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」（平成29年12月8日）等を踏まえ、平成29年12月12日からパブリックコメント（意見公募）を実施しておりますが、共生型サービスとして、障害者総合支援法においては共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）、児童福祉法においては共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスを規定し、各々の基準該当障害福祉サービス又は基準該当通所支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という。）に倣った基準を設けることとしています。

共生型サービスの具体的なイメージについては、下記URLの平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料においてお示しているところですが、現行の基準該当障害福祉サービス等の基準に、指定障害福祉サービス又は指定通所支援の主に運営に関する基準を追加することを予定しています。

今後、下記URLの資料のとおり、現行の基準該当障害福祉サービス等を参考に基準・報酬の設定を考えていく予定です。

共生型サービスに係る指定の申請方法につきましては、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3法で共通する項目の一部につき、既に指定事業者として指定権者に対して提出している事項と変更がない場合には、当該事項についての申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化をすることを予定しています。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、現在、既行の基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所（※）が、共生型サービスの事業所の指定を受ける場合には、当該事業所の意向等を踏まえつつ、基準該当

障害福祉サービス等を提供する事業所であることを以て、例えば、申請者の定款や登記事項証明書等の他の事項についても申請の省略・簡素化を行っても差し支えなくする予定ですが、具体的な事項については、今後追ってお知らせいたします。

引き続き、共生型サービスに関するより詳細な基準・報酬について検討を進め、皆様にもお示ししていく予定ですが、現時点の検討内容をご了知いただくとともに、当該内容について、管内の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所に対して、周知いただきますようお願いいたします。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 厚生労働省令第 171 号）第 94 条、第 94 条の 2、第 125 条の 2、第 163 条、第 163 条の 2、第 172 条及び第 172 条の 2 並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 15 号）第 54 条の 6 から第 54 条の 8 まで（第 71 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所をいう。

記

○ 第 8 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000176729.pdf>

○ 第 16 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187125.pdf>